

学会賞に関する細則

第 1 条 この細則は、公益社団法人日本放射線学会(以下、「この法人」という。)の定款第 5 条規定に基づき、研究の奨励及び研究業績の表彰を行うために必要な事項を定める。

(種 類)

第 2 条 この法人が設置する学会賞は、次の各号に掲げる賞とする。

- (1)公益社団法人 日本放射線学会 優秀論文賞
- (2)公益社団法人 日本医学放射線学会 Bayer 研究助成
- (3)公益社団法人 日本医学放射線学会 板井研究奨励賞
- (4)公益社団法人 日本医学放射線学会 栗林研究奨励賞
- (5)公益社団法人 日本医学放射線学会 班研究助成金
- (6)公益社団法人 日本医学放射線学会 Japanese Journal of Radiology : Best Reviewer Award, Most Cited Paper Award
- (7)この法人の年次学術集会で規定する賞

(選 考 基 準)

第 3 条 学会賞の選考は、別に定める選考基準に基づいて行う。

(推 薦)

第 4 条 この法人の正会員は、それぞれ賞の候補者を推薦することができる。ただし、第 2 条に定める いずれかの賞を受賞した者を同じ賞の候補者として推薦することはできない。

2 前項の推薦は、自薦、他薦を問わず、書類をもって、各学会賞の名称、候補者名及びその理由を記載して、学術・研究委員会の定める期間に提出する。

(選考)

第5条第2条第1項第1号から第7号で規定する賞の選考は、まず、この法人の学術・研究委員会、関連委員会、関連研究会、関連学術大会プログラム委員会が予備選考を行い、その結果を踏まえて理事会が決定する。

(表彰)

第6条 理事長は、受賞者の氏名及び業績を公表する。

2 理事長は、受賞者に正賞及び副賞を授与する。

3 副賞は、別に定める学会賞表彰に関する内規に従って授与する。

附則

1. この細則は 2016 年 6 月 22 日から施行する。